

令和 7 年度農林水産省行政事業レビュー公開プロセスの結果
環境保全型農業直接支払交付金
＜取りまとめコメント＞

【論点 1 「短期アウトカムについて、環境負荷の低減と生産性を両立する観点から、本事業が農業経営にもたらす効果など、農業者目線の指標を新たに加えることはできないか。」について】

- 本制度が農業経営体の経営発展の促進を主たる目標としていないことは承知しているが、環境保全型農業の採用が所得を増加させる効果などは、経営体レベルで把握を検討してもよいのではないか。
- 2030年度の本交付金による有機農業の目標面積は、「2.6万ha」とされている。まずはこの実績が順調に推移することが重要であるから、進捗状況やボトルネックが見えるような工夫が必要ではないか。なお、ボトルネックについては、さらに、取組が遅れている自治体の分析が重要ではないか。
- 効果発現の経路が書かれているにも関わらず、指標に戦略性が見出しにくく、その実現に向けた担当部局の目論見や工夫が読み取りにくい状況にあったが、重要な改善が進められた。今後も、環境保全型農業を導入した農家の経営改善（農業経営の面での農家の判断、減収のカバー状況、消費者の理解促進による価格上昇など）、経営状況にこだわらず、農家の持続性の観点からの判断など、ミクロレベルでの多様で丁寧な実態把握をさらに進めていってほしい。
- アウトカムの農業経営の発展について、農業者の平均年齢など、幅広い者が幅広い地域で環境保全型農業に参画していることも一つの成果として考えられ、こういった視点での表現も考えられるのではないか。

【論点 2 「令和 9 年度の見直しに向け、掛かり増し経費が発生しやすく単収も低い不安定な初期段階の農業者の支援を充実させたり、経営が安定したら支援から卒業してもらうなど、支援の在り方について検討を深めることはできないか。」について】

- 本制度に参加する経営体の収量・収益の変動や効率性を把握し、その水準や安定性が本制度に参加することで、どのように変化したのかを、制度に参加していない経営体のデータも用いて、差の差法などによって検討し、本制度の効果や影響を明らかにすることで、支援の在り方の検討に資する情報を得られるのではないか。
- 重要な論点は、本交付金に強く依存しなくとも、地域において有機農業が持続できるような地域構造を作りだすことにある。好事例集（環境保全型農業直接支払交付金取組事例、令和 7 年 4 月）はあるが、環境保全や生物多様性確保のための

技術論に偏っている。「有機農業が持続できる地域構造」に注目したモデルや指標についても検討ありたい。

【その他】

- 本制度を利用する市町村数は877で、全市町村数の約半数にとどまっており、その利用状況には地域的な偏在が生じている。また、制度の主たる対象者が、農業者の組織する団体であることを踏まえると、市町村の担当者が農業者の組織化に対するノウハウや知識を有するかどうか、本制度を活用する上で、重要な要素となっているように思われる。もちろん、市町村での予算措置のあり方も関係しているだろう。事業のさらなる推進には、本制度を利用していない市町村の状況把握や、利用している市町村における予算措置上の工夫や課題などを把握するとよいのではないか。
- 農水省のHPに「Q&A」はあるが、その内容は本交付金の利用に当たったものである。他方、農業者が環境保全型農業に取り組む際に、さまざまな課題があるが、こうした疑問に答えられるようなQ&Aも必要ではないか。
- ミクロレベルの把握をさらに進めようとする、どうしても現場の負担が重くなってしまう。これに配慮し、デジタルツールの活用等はもとより、農水省全体として重複を回避する等、とりまとめ部局等が積極的な調整を進めてほしい。